

平成27年度 科学技術に関する予算等の資源配分の方針

(案)

平成 26 年 7 月 17 日
総合科学技術・イノベーション会議

「三本の矢」による経済・財政政策の奏功、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の誘致成功など、我が国に活気と明るさが戻ってきた。我々は、こうした経済社会の好循環の兆しを、決して一過性のものとして終わらせてはいけない。むしろ、こうした活気や明るさを、人口減少・少子高齢化社会の到来、エネルギー・資源の制約といった、今後、我が国が直面することになる国難を打ち破るための「活力」へと転換して、中長期的に我が国経済を持続可能な成長軌道に乗せていくための「布石」を確実に打つことが求められている。その打つべき布石こそ、科学技術イノベーションの推進である。

今年5月の「内閣府設置法の一部を改正する法律」の施行に伴い、「総合科学技術会議」は「総合科学技術・イノベーション会議」となった。これにより、名実ともに、当会議が我が国の科学技術イノベーション政策の司令塔として、その機能を十分に発揮すべき時が来た。これを受けて、新たに「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月24日閣議決定、以下「総合戦略2014」という。)をとりまとめた。平成27年度予算は、この総合戦略2014を確実に実行するためのものであると同時に、「第4期科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定、以下「基本計画」という。)の計画期間を締めくくるものとなる。

この方針は、総合戦略2014を確実に実行するため、当会議が政府としての取組の全体像を俯瞰した上で、限られた資源を必要な分野・施策に適切に配分し、有効に活用することを目的としてとりまとめたものである。その過程では、昨年度に続き、関係府省の幹部職員から構成される科学技術イノベーション予算戦略会議を開催し、その場で開陳された意見も踏まえることとした。

関係府省には、この方針に基づく概算要求を求めるとともに、引き続き、政府一体となって総合戦略2014の実現に向けて取り組むことを求める。

I. 基本的考え方

この資源配分の方針は、総合科学技術・イノベーション会議が、政府の科学技術イノベーションに関する取組の全体像を把握した上で、特に単独の府省の取組を超えて対応することが必要な、経済社会に大きなインパクトを与えうる科学技術イノベーションの実現のために主体的かつ先導的な役割を果たすべきである、との基本認識に基づいて作成したものである。

この基本認識の下、当会議では、平成 27 年度概算要求にあたって、全体俯瞰の観点からのバランスにも配慮しつつ、総合戦略 2014 などに基づいて以下の諸点を徹底する。

- (1) 「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」については、継続的かつ力強く推進する。その際、関連する規制・制度改革など、研究開発の成果を確実に出口(実用化・事業化)につなぐ取組をできるだけ早期に明確化し、実現に向けて加速・強化する。
- (2) 「科学技術重要施策アクションプラン」を用いた課題解決型の取組に係る関係府省間の連携を引き続き促進する。予算重点化の対象とする場合には、解決すべき課題の経済的・社会的な重要性、緊急性を考慮することはもとより、国と民間の役割分担や、現行の「戦略的イノベーション創造プログラム」の課題との関連性を明確にした上で、関係府省の施策のプログラム化、年間のPDCAサイクルの確立を前提とする。
- (3) 足元のみならず、将来にわたって経済社会に好循環をもたらすイノベーションの実現に向けて、我が国のイノベーションシステムを持続的な発展性のあるものとして強化する。具体的には、その要となる基礎研究や人材育成を含めて、現在はもとより将来にわたるイノベーションの連鎖を生み出し続けることを目指して予算の重点化を行うとともに、研究開発法人改革など制度的なアプローチなども連動した政策パッケージを構築し、持続的かつ効果的な政策運営を目指すとともに、次期科学技術基本計画に適切につなげる。

なお、官民合わせた研究開発投資の目標(対 GDP 比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対 GDP 比1%)が掲げられている基本計画及び「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年6月 24 日閣議決定)に基づき、研究開発投資を促進するとともに、上述の(1)から(3)の取組が進められるよう、関係府省において努力する。

Ⅱ. 平成 27 年度予算における重点化の考え方

1. 直面する重要課題への対応

～「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」をドライバーとし課題解決を先導する「科学技術重要施策アクションプラン」による予算の重点化～

直面する重要課題への対応については、総合戦略 2014 第2章第1節に掲げた5つの政策課題を重点対象として設定し、大括り化した昨年度の取組をさらに進化させ、「府省横断」でかつ「政策課題解決を先導する体制を構築する」ものに予算の重点化を図っていくことを基本方針とする。この方針に基づき、関係府省の連携、協力の下、重要課題に関する施策を総合的に推進する「科学技術重要施策アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)を用いた政策誘導を行う。このような先導する体制を構築するためには、先導にあたって中心的役割をするものとして位置づけられるSIPと、これを補完し相乗効果をもたらす各府省関連施策を一体として推進する。また、これに加え昨年度と同様な府省一体での取組が必要な重要課題について「新たな先導役」を誘導するものとして各府省関連施策を大括り化し、重複排除、府省間の事業調整・役割分担(責任府省の特定を含む)の明確化を図る。さらに、総合戦略 2014 第2章第2節の中で新たに追加された分野横断技術については産業競争力強化のための源泉として、これらの先導施策群に埋め込んでいく。

これらを予算の重点化の対象となるアクションプラン対象施策として特定し、この結果を財政当局に説明し、財政当局は予算編成過程で活用する。

さらに、予算と直結した年間のPDCAサイクルの確立を図るため、概算要求に向けた施策特定のみならず、年間の審議プロセスとそのための手法も共に整備する。

SIPに関する取り組みについては、年間審議プロセスにおいて平成 26 年度施策について内容・体制を精査・改善し、各課題の進捗、各府省施策との関連性、次年度計画の点検・評価等を着実に実施し、その結果を平成 27 年度の各課題への配分額に反映させる。さらに、平成 27 年度における「新規課題」については、必要に応じて追加、若しくは課題の入れ替えも視野に検討を行う。

これらの重点化の考え方にに基づき、平成 27 年度アクションプランを別紙1のとおり定める。

なお、健康医療分野に関しては、健康・医療戦略推進本部の下で推進する。

2. 科学技術イノベーションに適した環境創出に向けた対応

～持続的なイノベーションシステムを目指した改革の推進と施策のパッケージ化等による予算の重点化～

科学技術イノベーションに適した環境創出に関する取組については、総合戦略2014第3章において9つの「重点的取組」を位置づけており、持続的で発展性のあるイノベーションシステムの実現のため、全体最適化の視点の下、多様な「挑戦」と「相互作用」の機会の拡大を重視している。予算編成過程においても、この基本的な認識を重視して、重点的取組の確実な推進を図る。

総合科学技術・イノベーション会議は、総合戦略2014第3章の重点的取組について、関係府省からの提案を受けて、「目的と解決すべき課題」、「課題の解決方針と到達目標」、「施策が機能するための仕掛け・仕組み」が明確であり、重点的取組の確実な推進に貢献する取組について重点化対象施策としてとりまとめる。

また、当会議は、重点的取組のうち、総合戦略2014において特に推進を図ることとしている事項(別紙2)を、予算の重点化に当たって特に重視し、関連する施策群について、我が国全体を俯瞰して、施策の目的や期待する効果と同じくする施策の府省横断的なパッケージ化を検討することにより、施策間や関係府省間の連携促進、将来的に予算措置に頼らない自律的な運営など、より効果的な施策の展開に取り組む。パッケージ化された施策群については、重点化対象施策のうち、特に重視すべき対象とする。パッケージ化は、原則として、予算措置を伴う施策が主たる施策として位置づけられる施策群を対象として行い、制度改革等に係る取組も含めてとりまとめる。

パッケージ化にあたっては、以下の視点から精査を行う。

【施策の仕組みの合理性の視点】

大学、研究開発法人や民間企業といった施策の対象の特性が考慮されているか。さらに、施策の課題の明確化及び課題の背景の分析等を踏まえ、施策が機能するための仕掛け・仕組みが合理的なものとなっているか。

また、継続的な予算措置に頼るものではなく、最終的には自律的な運営がなされることをどのように担保したものとなっているか。

【施策の効果を高めるための連携等の視点】

省内や府省間での施策間の連携、当該施策以外で補完すべき事項の把握等、施策の効果を高めるために必要な事項に配慮したものとなっているか。

とりまとめにあたっては、単に対象となる関係府省の取組を個別に精査するのではなく、各取組間の相互関係を重点的取組の全体像の中で位置づけながら精査する。また、施策のパッケージ及び重点的取組を対象として、進捗の評価・分析のため指標の設定等を重視し、フォローアップにおける評価・分析等を行うこととし、次年度の科学技術イノベーションの環境創出に関する取組への反映に向けたプロセスの確立に取り組む。

当会議は、外部の有識者の参加も得て、より効果的な施策展開が可能となるよう指摘・助言を行う。当会議がとりまとめた重点化対象施策やパッケージ化された施策群、ヒアリング等を通じて行った指摘・助言については、財政当局が予算編成過程で活用する。

3. 国家的に重要な研究開発の評価

当会議は、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開する。また、評価結果を財政当局に説明し、財政当局は予算編成過程で活用する。その評価対象は次のとおり。

◆大規模新規研究開発

新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発

◆総合科学技術・イノベーション会議が指定する研究開発

総合科学技術・イノベーション会議が以下の視点等から評価の必要を認め指定する研究開発

- ・科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
- ・国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

評価にあたっては、評価専門調査会が、必要に応じて外部の専門家・有識者を活用し、府省における評価結果も参考として調査・検討を行い、その結果を受けて当会議が評価結果をとりまとめる。

平成27年度 科学技術重要施策アクションプラン

～SIP施策を課題解決の先導として～

目次

はじめに.....	8
1. 基本方針	
(戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)とアクションプランの相乗効果)	9
2. 年間を通じた審議プロセスの導入	
(予算と直結した年間のPDCAサイクルの確立)	10
3. 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の平成 27 年度施策に関する 考え方	11
4. 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けたプロジェクトとアクションプラン 対象施策、SIP施策との関連性	11

はじめに

平成 26 年度アクションプランにおいては、科学技術イノベーション政策が当面特に取り組むべき5つの政策課題を重点対象と設定し、この解決に資するよう資源配分の重点化を主導した。具体的には、各府省が概算要求する前に内閣府が府省間の施策の大括り化を行うことにより、重複排除をしつつ府省間の事業調整による実施内容の適正化、実用化につなげるための府省連携施策の構築を行い、これらに詳細工程表を付けてアクションプラン対象施策として特定を行った。さらにその後、重要課題専門調査会を立ち上げ、詳細工程表等を用いてアクションプラン対象施策への助言等フォローアップを行い、予算と直結した年間PDCAサイクルの確立に努めた。

今般、総合戦略 2014 においては昨年度の取組を踏まえ、当初から各府省の役割と詳細工程表を具備し、今後の科学技術イノベーションが取り組むべき課題解決方を政府の方針として示した。今後この課題を解決するための詳細工程表を実現化するためには、平成 26 年度の取組を確実に実施するとともに、平成 27 年度以降の実用化につなげる取組にかかっている。すなわち、成長の好循環を確実なものにしていくため政策課題の解決に向けて取組の加速化を一層行う必要がある。限られた予算を有効に配分するため、本アクションプランを用いた政策誘導を行い、科学技術関係予算におけるアクションプラン対象施策への一層重点化した予算配分を図る必要がある。重点化にあたっては、本編の平成 27 年度科学技術に関する予算等の資源配分の方針に定める以下の基本的考え方を踏まえ、概算要求に反映すべく、本アクションプランを策定するとともに、予算実行段階までブラシアップを継続する年間プロセスを本アクションプランの中に位置づける。

- (1) 「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」については、継続的かつ力強く推進する。その際、関連する規制・制度改革など、研究開発の成果を確実に出口(実用化・事業化)につなぐ取組をできるだけ早期に明確化し、実現に向けて加速・強化する。
- (2) 「科学技術重要施策アクションプラン」を用いた課題解決型の取組に係る関係府省間の連携を引き続き促進する。予算重点化の対象とする場合には、解決すべき課題の経済的・社会的な重要性、緊急性を考慮することはもとより、国と民間の役割分担や、現行のSIPの課題との関連性を明確にした上で、関係府省の施策のプログラム化、年間のPDCAサイクルの確立を前提とする。

1. 基本方針

(戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)とアクションプランの相乗効果)

平成 27 年度アクションプランについては、総合戦略 2014 第 2 章第 1 節に掲げた 5 つの政策課題を重点対象として設定し、大括り化した昨年度の取組をさらに進化させ、「府省横断」でかつ「政策課題解決を先導する体制を構築する」ものに予算の重点化を図っていくことを基本方針とする。「先導」については、その取組の成果が課題全体への波及効果が高い、または他の関連施策の取組の加速化への促進効果が高いこととする。

平成 26 年度予算において、新たに内閣府に創設した「科学技術イノベーション創造推進費」(以下、「推進費」という。)は、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化のための重要な取組の一つであり、府省の枠を超えたイノベーションを創造するために不可欠な政策手段である。この推進費を充当し、総合科学技術・イノベーション会議の戦略推進機能を大幅に強化する一環として創設された戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)について、これを政策課題解決の先導にあたって中心的役割をするものとして位置づける。

このような「先導役」には、SIPとこれを補完し相乗効果をもたらす各府省関連施策を一体として位置づけるものとする。その際、SIPの成果の実用化は最終的には各府省によって推進されるものであり、必要に応じ各府省が実用化を促進するための予算付けを強化していく必要がある。また、これに加え「新たな先導役」を誘導するものとして各府省関連施策を大括り化したものについても、予算の重点化を図っていく。大括り化に際しては、重複排除、府省間の事業調整・役割分担(責任府省の特定を含む)の明確化を図ることが必要である。さらに、総合戦略 2014 第 2 章第 2 節の中で新たに追加された分野横断技術については 5 つの政策課題解決への明確な出口を関係府省と共有した上で、産業競争力強化のための源泉として、「先導役」関連施策の中に埋め込んでいくこととする。

なお、健康医療分野に関しては、健康・医療戦略推進本部において、「医療分野研究開発推進計画」に基づき策定される「医療分野の研究開発関連予算等の資源配分方針」により重点領域等を定め推進する。

2. 年間を通じた審議プロセスの導入 (予算と直結した年間のPDCAサイクルの確立)

これまでアクションプランは概算要求に向けて各府省を誘導していく仕組みであったが、昨年度後半の取組を進化させ、年間の審議プロセスとそのための手法も共にアクションプランの一部として整備する。

すなわち、施策を特定していくに当たっての審査要件作り、関係府省を大括り化したヒアリング、特定後のフォローアップを一貫した責任ある審議体制で推進することとする。この審議については、有識者議員の主導の下、昨年度設置された重要課題専門調査会を活用して検討していくものとする。

また、審査に使う各府省から提出する様式(以下、「個票」という。)を別添のように定め、これを概算要求前の特定の審査とともに、特定施策をより良いものにしていくための継続した議論に活用し年間の審議プロセスとする。SIP施策についても3項に示すように研究開発の進捗状況をみつつ、平成27年度計画の点検・評価を行うこととする。個票については、ありたい社会の姿(アウトカム)、最終目標(アウトプット)、ありたい社会の姿に向け取り組むべき事項、平成26年度アクションプラン助言内容のフォローアップ等について取組をまとめていくが、特に以下の点に留意することとする。

- ① 研究開発事業のみでなく、規制改革、国際標準化戦略、知財戦略等の施策を含む「プログラム化」を推進し、社会実装に向けて取り組むべき事項への方針が明確であること。
- ② 総合戦略2014第3章「科学技術イノベーションに適した環境創出」に記載された事項を適用していること。
- ③ 「総合戦略のフォローアップについて」(平成26年4月14日本会議)への確実な対応を行っていること。
- ④ 行政事業レビューとの連動を図るため、これに対応した点検項目(国費投入の必要性、事業の効率性・有効性)について限られた財源の中での重点化や工夫・改善したポイントについて確認していること。

さらに、詳細工程表については、成果検証可能な数値、SIPとの関連性や施策間の連携方法等を個票より反映し、これを用いて予算と直結したPDCAサイクルを確立することとする。

3. 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の平成 27 年度施策に関する考え方

平成27年度の「科学技術イノベーション創造推進費」にかかる概算要求については、既に決定している10課題への年度毎の配分額はその進捗や各府省施策との関連性を踏まえて毎年機動的に見直すこととし、平成26年度と同様に目未定調整費として要求する。また、引き続き継続的かつ力強く推進していくため、今後決定される概算要求基準等を踏まえ、具体的な調整を図る。

また、SIPに関する取り組みについては、10課題に対して、コアとなる研究項目、出口戦略等を重視し、内容・体制を精査・改善する。特に、各府省が取り組めるものは各府省の予算で実施し、SIPは内閣府が関与しなければならない事業に充てることとし、このため、今後開催される各課題の推進委員会やガバナリングボードにおいて、課題全体を扱う重要課題専門調査会も活用しつつ、各課題の進捗と次年度計画の点検・評価等を着実に実施する。なお、平成27年度の各課題への配分額については、事業の継続性を確実に担保できるよう、予算成立後にすみやかに決定できるよう努めることとする。

さらに、平成27年度における「新規課題」については、必要に応じて追加、若しくは課題の入れ替えも視野に検討を行う。なお、新規課題の検討に当たっては、これまで通り、社会的課題の解決、産業競争力の強化の双方に寄与し、府省一体での取り組みが必要な重要課題を対象に検討を行うが、特に、将来の市場規模や日本企業のシェア、更に雇用創出効果等の定量的な予測を含む具体的な成果のイメージや出口戦略を有する施策を重視するものとする。

なお、健康医療分野に関しては、健康・医療戦略推進本部において、「医療分野の研究開発関連の調整費に関する配分方針」(平成26年6月10日健康・医療戦略推進本部決定)に基づき、推進費の配分を決定することとする。

4. 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けたプロジェクトとアクションプラン対象施策、SIP施策との関連性

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会での実用化を研究開発施策の現実的な出口とすることから、2020年に向けて取り組みが明確であることが求められ、その観点から課題解決を先導するアクションプラン対象施策、SIP施策を組み合わせるプロジェクトを形成することを基本とする。この際、概算要求後も引き続き事業主体等関係機関との調整の上、施策間の連携内容、必要な規制改革等の制度改革、全体調整した工程表等を検討することが求められる。したがって、各府省において本プロジェクトに含めていく施策は2020年を意識し、施策の提案を行うことが求められる。

平成 27 年度科学技術重要施策アクションプラン（AP）個別施策記入様式（案）

提出日		平成 26 年〇月〇日		府省庁名		〇〇省		
(更新日)		(平成〇年〇月〇日)		部局課室名		〇〇局〇〇課		
第 2 章 第 1 節	重点的課題			担当者名		〇〇補佐、〇〇係長		
	重点的取組			電話(代表/内線)		〇〇〇〇(内〇〇)		
第 2 章 第 2 節	分野横断技術			電話(直通)				
	コア技術			E-mail				
H27AP 施策番号		エ・〇〇1		H26 施策番号		エ・〇〇1		
H27AP 提案施策名 (H26AP 施策名)		〇〇〇〇 (H26AP 施策名：〇〇〇〇)						
AP 施策の新規・継続		新規・継続		各省施策 実施期間		HO年度~HO年度		
研究開発課題の 公募の有無		あり・なし		実施主体				
各省施策実施期間中の 総事業費(概算) ※予算の単位は すべて百万円		H27 年度 AP 提案施策予算		〇〇	うち、 特別会計	〇〇	うち、 独法予算	〇〇
		H27 年度 概算要求時予算		〇〇	うち、 特別会計	〇〇	うち、 独法予算	〇〇
		H27 年度 政府予算案		〇〇	うち、 特別会計	〇〇	うち、 独法予算	〇〇
		H26 年度 施策予算		〇〇	うち、 特別会計	〇〇	うち、 独法予算	〇〇
1. AP 施策内の個別施策（府省連携等複数の施策から構成される場合）								
個別施策名		概要及び最終的な 到達目標・時期		担当府省/ 実施主体	実施期間	H27 予算 (H26 予算)	総事業費	H26 行政事業レビ ュー事業番号
1	〇〇研究開発	〇〇技術の開発を行い、 〇〇年までに〇〇を達成		〇〇省/ 〇〇研究機関	HXX-HXX	〇〇 (△△)	□□	
2	〇〇研究開発	〇〇技術の開発を行い、 〇〇年までに〇〇を達成		□□省/民間企 業を想定	HXX-HXX	●● (▲▲)	■ ■	
3								
2. AP 連携施策等、提案施策に関連する他の施策・事業								
施策番号		関連施策・事業名			担当府省	実施期間	H27 予算	
エ・〇〇2						HXX-HXX	〇〇	
3. 科学技術イノベーション総合戦略 2014 との関係								
第 2 章及び工程表にお ける記述		①本文 第 2 章 第〇節 〇〇ページ 〇行目 ……… ②工程表 〇ページ ………						
SIP 施策との関係		【SIP テーマ名】 (SIP 施策を肉付けする具体的な内容を簡潔に記載する。)						
第 2 章第 2 節(分野横 断技術)への提案の場 合、貢献する政策課題 (第 2 章第 1 節)		(記載例) ①エネルギー(1):(具体的な貢献イメージを簡潔に記載する。) ②次世代インフラ(3):(具体的な貢献イメージを簡潔に記載する。)						
第 2 章第 3 節との関係		(想定されるプロジェクト全体像と、それにおける貢献する箇所、並びに 2020 年実用化レベルについて記載する。)						
第 3 章の反映 (施策推進における 工夫点)		(第 3 章「科学技術イノベーションに適した環境創出」2. 重点的に取り組むべき課題中の重点的課題、重点的取組のうち、どの内容に合致するのかを記載した上で、本施策推進にあたって適合する項目及びその内容を具体的に記載する。)						

4. 提案施策の実施内容（バックキャストによるありたい社会の姿までの取組）【本項目は1ページ以内に収めること】

<p>ありたい社会の姿 （背景、アウトカム、課題）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施策が目指す“ありたい社会”の構造・姿（提供価値、その享受者やプレイヤー等）を、2020年、2030年と段階的に明らかにし、期待される効果とその根拠を記載する ・そのうえで、実現のために解決すべき課題を明確に記載する
<p>施策の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施策全体の概要を、上記課題をふまえた上、400字程度で簡潔に記載する。 ・ここでは、今取り組むことの意義、国内外の技術動向における当該施策の位置づけを明確にすること。その際、オープンイノベーションの活用を検討している開発範囲があれば記載する。 ・なお、「AP 施策内の個別施策」が年度ごとに取り組む内容は、「6. 今後3年間の検証可能な達成目標及び取組予定」にて記載する。
<p>最終目標 （アウトプット）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実装を見据えた具体的なアウトプット（実現レベル、具体的な数値等のスペック）を、現状認識を示した上で設定し、達成時期とその根拠を明確に記載する。 ・開発する技術の普及を目指した経済性・コスト目標およびその達成方針についても記載する。
<p>ありたい社会の姿に向け 取り組むべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法制度・規制改革（他省庁において必要な取組も含む）や社会受容性の促進など、社会実装・普及に向け具体的に取り組むべき事項とその対応方針を記載する。 ・国際的アプローチ、標準化や知財戦略等についても記載する。
<p>国費投入の必要性、 事業推進の工夫（効率性・有効性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政事業レビューシートの点検項目を踏まえ、限られた財源の中での重点化や工夫・改善したポイントを記載する。 ・官民の役割分担の考え方についても記載する。
<p>実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り具体的な組織名を、その役割分担とともに記載する。 ・この体制となった理由、体制でやるべき必要性も記載する。 ・基礎研究から実用化開発までの一体的な推進体制を、体制運用の工夫（たとえば、柔軟な運用性確保等）を含めて記載する。
<p>府省連携等</p>	<p>【責任省庁：〇〇省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇省：（府省連携における役割を記載する。） ・△△省：（府省連携における役割を記載する。） <ul style="list-style-type: none"> ・各省が連携して生み出す価値、相乗効果について記載する。 ・府省連携によって実現できた／できる効率化についても記載する。
<p>H26AP 助言内容及び対応 （対象施策のみ）</p>	<p>（各戦略協議会・WGにて、とりまとめたH26AP助言内容及びその対応を具体的に記載する。）</p>

5. 過去2年間の検証可能な達成目標、取組及び成果		
時期	目標 (検証可能で定量的な目標)	成果と要因分析
H25 年度末 (H25 対象施策)	(H25 施策特定時の目標)	【達成・未達成】(要因や工夫した点を簡潔に記載)
	(H25 施策特定時の目標)	【達成・未達成】(要因や工夫した点を簡潔に記載)
	(H25 施策特定時の目標)	【達成・未達成】(要因や工夫した点を簡潔に記載)
H26 年度末 (H26 対象施策)	(H26 施策特定時の目標)	【達成・未達成】(要因や工夫した点を簡潔に記載)
	(H26 施策特定時の目標)	【達成・未達成】(要因や工夫した点を簡潔に記載)
	(H26 施策特定時の目標)	【達成・未達成】(要因や工夫した点を簡潔に記載)
6. 今後3年間の検証可能な達成目標及び取組予定		
時期	目標 (検証可能で定量的な目標)	達成に向けた取組予定
H27 年度末	1 「AP 施策内の個別施策」ごとの目標	「AP 施策内の個別施策」ごとの取組予定を、詳細工程表に記載するレベルで簡潔に記載
	2 「AP 施策内の個別施策」ごとの目標	「AP 施策内の個別施策」ごとの取組予定を、詳細工程表に記載するレベルで簡潔に記載
	3 「AP 施策内の個別施策」ごとの目標	「AP 施策内の個別施策」ごとの取組予定を、詳細工程表に記載するレベルで簡潔に記載
H28 年度末	1 「AP 施策内の個別施策」ごとの目標	「AP 施策内の個別施策」ごとの取組予定を、詳細工程表に記載するレベルで簡潔に記載
	2 「AP 施策内の個別施策」ごとの目標	「AP 施策内の個別施策」ごとの取組予定を、詳細工程表に記載するレベルで簡潔に記載
	3 「AP 施策内の個別施策」ごとの目標	「AP 施策内の個別施策」ごとの取組予定を、詳細工程表に記載するレベルで簡潔に記載
H29 年度末	1 「AP 施策内の個別施策」ごとの目標	「AP 施策内の個別施策」ごとの取組予定を、詳細工程表に記載するレベルで簡潔に記載
	2 「AP 施策内の個別施策」ごとの目標	「AP 施策内の個別施策」ごとの取組予定を、詳細工程表に記載するレベルで簡潔に記載
	3 「AP 施策内の個別施策」ごとの目標	「AP 施策内の個別施策」ごとの取組予定を、詳細工程表に記載するレベルで簡潔に記載
【参考】関係する計画、通知等		【参考】添付資料
		① ② ③
変更履歴		
変更時期	変更箇所、理由	
H26 施策特定時から H27AP 施策提案時の 変更		

※ 不公表部分は、赤字で記載すること。

科学技術イノベーションに適した環境創出に向けて 総合戦略 2014 において特に推進を図ることとしている事項

総合戦略 2014 において特に推進を図ることとしている事項は以下の観点に着目したものであり、具体的内容は総合戦略 2014 の記述に基づく(表)。

- 研究開発法人改革を契機とした取組の強化
 - ・研究開発法人を中核としたイノベーションハブの形成
 - ・「橋渡し」機能の強化
- 「挑戦」の機会拡大を促す取組の推進
 - ・若手・女性の挑戦の機会の拡大
 - ・研究マネジメント人材、研究支援人材の育成・確保等
 - ・中小・ベンチャー企業の挑戦の機会の拡大
- 科学技術イノベーションの源となる本質的「知」を生み出すための、大学、研究開発法人、資金の改革への先行的取組

表 総合戦略 2014 において特に推進を図ることとしている事項に関する記載（抜粋）

重点的取組	特に推進を図ることとしている事項
多様で柔軟な発想・経験を活かす機会の拡大	イノベーションの芽を育むための若手や女性の「挑戦」の機会の拡大
研究力・人材力の強化に向けた大学・研究開発法人の機能の強化	以下のような国立大学改革、研究開発法人改革に係る先行的な取組を重点的に推進(以下略)
研究資金制度の再構築	科研費をはじめとする競争的資金について、研究者が研究活動に専念でき、研究開発の進展に応じ、基礎から応用・実用段階に至るまでシームレスに研究を展開できるよう、制度間のつなぎや使い勝手に着目した再構築
組織の「強み」や地域の特性を生かしたイノベーションハブの形成	研究開発法人を中核とした国際的なイノベーションハブの形成に向けた次の取組を強力に推進(以下略)・・・総合科学技術・イノベーション会議もこれを支援(以下略)
「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化	「橋渡し」機能の強化に先駆的な役割が期待されている産業技術総合研究所や新エネルギー・産業技術総合開発機構において、・・・必要な事項を中期目標の改定にも反映させつつ、次の取組を先行的に実施(以下略)
研究推進体制の充実	関係機関との連携の下、資金配分機関が中核となって、研究マネジメントや研究支援に係る人材を国全体で継続的かつ安定的に育成・確保し、一人一人の持てる能力を活かせる活躍の場を提供できる仕組みの整備を重点的に推進
新規事業に取り組む企業の活性化	府省連携による中小企業技術革新制度(SBIR)などを活用した「挑戦」の機会の拡大を図るとともに、政府が行う研究開発プロジェクトへのベンチャー企業等の参加促進などに重点的に取り組む